

生駒市法令遵守委員会

平成21年度第2回会議次第

日 時 平成21年7月21日（火）

午前9時30分から

場 所 生駒市役所4階 402会議室

1 開 会

2 案 件

- (1) 法令遵守推進制度の運用状況について
- (2) 生駒市法令遵守推進条例に係る要望等調査の実施について
- (3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- ・法令遵守推進制度運用状況
- ・要望等記録一覧表（平成21年4・5月分）
- ・生駒市法令遵守推進条例に係る要望等調査について（事務局案）
- ・来訪・電話記録簿

平成21年度第2回生駒市法令遵守委員会 会議録(要旨)

日時 平成21年7月21日(火) 午前9時30分～11時50分

場所 生駒市役所 402会議室(4階)

出席者

(委員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員
(事務局) 坂野監査委員事務局長、三原監査委員事務局長補佐、
渡辺監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

議案

1 開会

2 案件

- (1) 法令遵守推進制度の運用状況について
- (2) 「公職者からの要望等全件記録事務」について
- (3) 法令遵守推進制度に係る要望等調査の実施について
- (4) その他について

案件(1) 法令遵守推進制度の運用状況について

事務局から、配布資料に基づき、件数、要望等の概要及び対応方針等の概要(平成21年4・5月分)について説明。なお、次回会議からは、「要望等記録一覧表」等について事前にメールで送付することとし、会議での報告は割愛することとする。

意見

- ・ 制度の運用状況だが、平成19年度においては1か月を平均して約20件の報告があったものが、平成20年度においては約13件、平成21年4、5月に至っては1か月の間に10件に満たない案件しか報告がなかった。これまでからの報告件数の推移を見ると、このままの状態が続けば1か月の間に2～3件しか報告されなくなってしまうのも時間の問題であろう。制度の形骸化に対する対応策について、事務局では何か検討されているのか。制度の運用状況に対する問題意識については、委員と事務局との間において共有させて検討していかなければならないと思っている。

事務局からは、制度の運用をこまめに何度も変更させてしまえば、市職員が対応できなくなることを懸念するため、運用を変更するに当たっては、一括して変更したいと考えている旨を説明。

案件(2) 公職者からの要望等全件記録事務について

事務局から、5月29日に実施した研修について、その結果を市長に復命した旨を報告。公職者からの要望等全件記録事務については、実施することに大きな異論はなかったが、その開始の時期については、市議会議員への影響を考慮する必要があるため、実施することは明言したものの、しばらく猶予期間を置いた後で実施したいとする意

向であることを報告。

意見

・実施時期について

猶予期間というのは、どの程度の期間を指すのか。私たち法令遵守委員会委員は任期が今年の10月までとなっているが、公職者からの要望等全件記録事務について、たとえ市長が理解した上で実施時期について猶予されていたとしても、何らかの返事が必要であれば、委員としても意見が反故にされたのではないかと勘繰ってしまいかねない。

・「要望等記録票兼報告書」への記録の仕方について

事務局において本制度に係るアジェンダ(公式に取り組む検討課題・行動計画)を作成した上で、次回の委員会の開催までに委員あてに事前に送付することとする。

現時点における「要望等記録票兼報告書」の書式を修正し、まとめやすい様式となるのであれば記録することに対してあまり支障に感じないとする市職員がいることも考えられるので、委員会として実効性を伴う報告書の様式についても提案してみることにし、それでも報告されないようであればその段階で再度考えることとしてはどうか。

本制度自体の必要性に対する認識は先日の研修によって高まったと考えるので、今後においてはそれを実践できるような様式を作成し、実際に市職員に受け入れてもらいやすくするための検討段階に移る必要があるのではないかと。

研修会においては制度の意義を講演してもらい、もっと記録するように市職員に求めた。公職者から受けた要望等については、それ以外に分けて運用することとしてはどうか。それには、様式を簡略化し、まとめやすい書式にしなければいけない。公職者については神戸市における実例を参考にできるのではないかと。もしそうするのであれば、そういった議論の流れのなかで次のスケジュールを考えていけたらいいのではないかと。

神戸市への視察に当たって、委員として何か説明・復命等する必要があるのであれば、委員長も事務局職員に同行することとする。

市民や公職者から受けた要望等への対応については、個々の市職員の意識づけいかんに任せると厳しいことから、制度化させることによって組織として個々の市職員の公正な職務の執行を確保しようとしたわけであり、その意味では、まずは本制度が市職員の立場に立って制定された制度であることについて理解してもらうことが大切なのではなかろうか。公職者からの要望等全件記録事務の導入によって公職者からは一部反発もあるかもしれないが、理解していただくしかない。

制度の趣旨としては、日常的な要望のなかに不当要求等の問題となる案件が紛れてしまうことを防ぐためにできるだけ記録してもらうとともに、記録の際は簡略化して記録させることが必要ではないかと考えたところである。一方、寄せられた要望等に対して真摯に対応すること(条例第5条第1項)については、市民が自分の意見を出した後で市政にどうやって活かされたか、それが克明となるような正確な丁寧な記録で

なければ満たすことが難しいのではないか。その点については、委員会としても議論すべきではないかと思う。

案件(3) 法令遵守推進制度に係る要望等調査の実施について

事務局から、配付資料「生駒市法令遵守推進条例に係る要望等調査について(案)」に基づき説明。

意見

建設部からは去年1年間で10件しか報告がなく、このうち管理職職員が受けた要望等に限定すればもっと少ない。建設部においても、(昨年度調査対象とした)都市整備部同様、利害が絡み、トラブルとなるような要望等を受けるリスクも大きいのではないかと思う。

福祉担当部局においても、先日ニュースとなった介護保険制度における補助金の問題等利害が絡むこともある。そういった意味では、不当要求につながりかねない土壌もあるように思う。

福祉健康部において調査を実施するとなれば、市職員が受けた用件についてすべて記録しなければならず、とても手が回らないのではないかと思われるので、不当要求を受けるリスクが高いと推測される建設部を対象としてはどうか。ただし、福祉健康部であってもリスクの高い要望等を受けやすい部署があればヒアリングを実施する意味もあろう。

市長に近い秘書課のような部署は不当要求がなされるケースも多いと推測されるので、悉皆調査の対象に市長公室も含めてはどうか。

これまでも記録方法の簡略化については提言してきたと思っている。条例で規定された「要望等に真摯に対応する」ことについては理解しつつも、コンプライアンス(法令遵守)を重視すべきであると考えている。そのためにも、利権が絡む可能性のあるジャンル(例えば契約を重視するというのであれば、ある程度の金額(例として100万円)以上の支出に係る要望等)であれば記録するといったような、記録に際しての基準を定めたいと考えている。そういった意味合いも込めて、あくまでも1つの例として、単価が100万円以上の支出を伴う要望等があった場合には記録するように各課に対して依頼してみてもどうかといった私案を提示したところである。また、例えば、都市計画課であれば、日常的に多い要望等についてはカットするものの、都市計画法で定められた基準とは異なる基準を求める要望等については記録するなど、実際に運用する市職員が容易に運用しやすいように各課で検討してもらえばいいのではないか。なお、この私案については、市職員との間でヒアリングを行う際に示していきたいと思っている。

この条例については例外があまりにも多すぎるため、市職員が記録すべきか否かを悩んでしまい、結果として記録されなくなってしまっている面もあるのではないかと懸念している。そういった意味からは、いったん例示基準が列挙できてしまえば市職員もいちいち悩むことなく記録できるようになると思う。なお、不当要求につながりかねない要望等については、たとえマニュアルに記載されていなかったとしても記録

する必要があるが、それについてはヒアリングの際に提案していただけるのではないかと
思う。

案件(4) その他について

意見

研修を受けた市職員の反応とそれ以外の市職員については、委員としても関心があり、総合的な判断を行うためにも、すべての市職員を対象として簡単なアンケート等を行ってみることも検討すべきではないか。

また、今回の研修において、すでに提出された報告書を研修事例として活用したかったが、該当課から異論があった。その理由について、市職員の方に詳しく伺う必要もあるのではないか。

会議の進行においては、議論のターゲットを事前に決めておく必要があるのではない
か。委員間でのフリー討論を行っている、どうしても議論が多岐にわたってしま
いかねない。次回からの会議に際しては、委員会において明確化させたい議論の論点
について事務局において事前に整理しておいてもらい、そのレジュメを委員に送付し
ておいてほしい。また、併せて、本制度の運用に係るアジェンダ(公式に取り組む検討
課題・行動計画)についても、事務局でまとめてもらった上で、次回の委員会の開催日
までに委員あてに送付しておいてもらいたい。条例第 16 条においては、法令遵守委員
会の所掌事務について規定されており、調査を実施し必要な意見を述べることとなっ
ているが、その前提となる委員会の会議における議論が活性化されていない状況であ
り、現状では意見を述べることもままならない。

次回の会議では、本制度を形骸化させないことを大きなテーマとし、そのための「①
様式の簡略化」及び「② 職員への具体的な制度発信方法」についてを案件とする。そ
れまでに、神戸市の資料を入手しておく。

次回の委員会の開催日程について

神戸市への視察後の 8 月 3 日(月)午前 10 時から開催することに決定。

3 閉 会